国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の変更について

議案第８９号
大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和７年３月２５日（火）
健康保険部保険年金課

１　賦課限度額及び軽減判定所得の変更

（1）改正理由

「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12 月27 日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部が改正された。

ついては、本市の国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、大津市国民健康保険条例の一部を改正する。

（2）改正内容

１　賦課限度額の変更

基礎賦課分及び後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額を引き上げる。

２　軽減判定所得の変更

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を引き上げる。

（3）施行期日

令和7年4月1日

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

（国民健康保険税）

１．大綱の概要

Ⅰ 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。

Ⅱ 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

① ５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。

② ２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

２．制度の内容

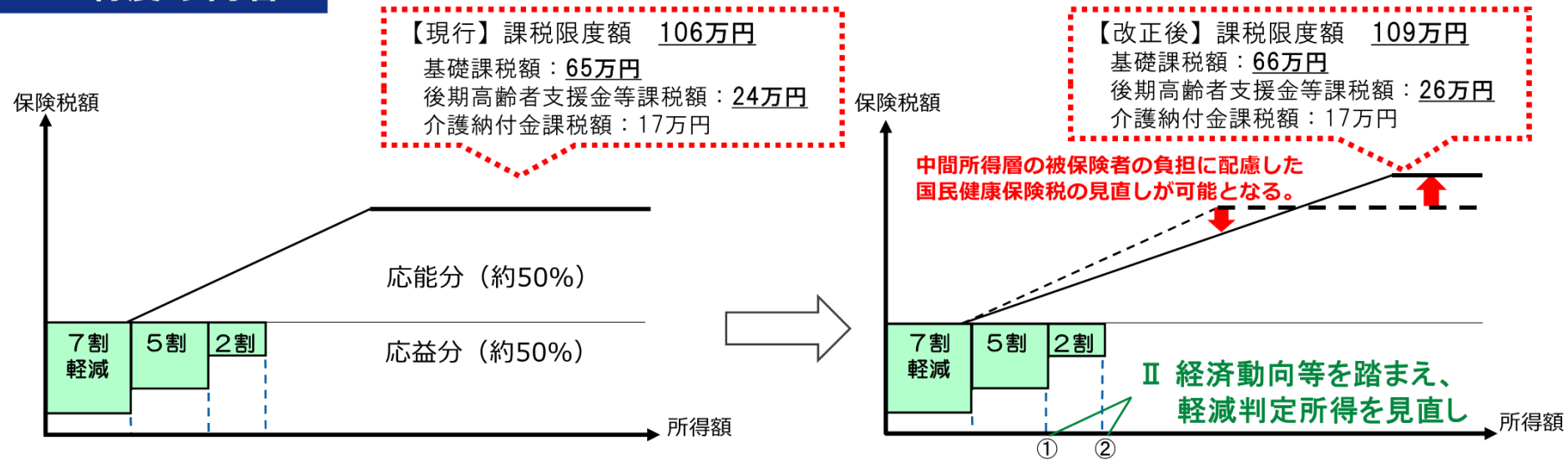

【現行】 軽減判定所得
７割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
５割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋29.5万円×(被保険者数＊)
２割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋54.5万円×(被保険者数＊)

【改正後】 軽減判定所得
７割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)
５割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋30.5万円×(被保険者数＊)
２割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋56万円×(被保険者数＊)

＊被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

令和6年12月厚生労働省資料「令和7年度　税制改正の概要（厚生労働省関係）」より

２　賦課限度額の変更について

（1） 改正内容

	現行	改正後
基礎賦課分	65万円	66万円
後期高齢者支援金等賦課分	24万円	26万円
介護納付金賦課分	17万円	17万円

（2）影響見込み（令和7年1月時点）

	世帯数	保険料収入
基礎賦課分	約530世帯	約5，100千円増
後期高齢者支援金等賦課分	約560世帯	約10，300千円増

（3） 賦課限度額の改正経過

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基礎賦課分	65万円	65万円	66万円
後期高齢者支援金等賦課分	22万円	24万円	26万円
介護納付金賦課分	17万円	17万円	17万円
合計	104万円	106万円	109万円

３　軽減判定所得の変更について

（1）改正内容

５割軽減の基準については、被保険者数に乗じる金額を29万5千円から**30万5千円**に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗じる金額を54万5千円から**56万円**に引き上げる。

なお、7割軽減については改正なし。

【5割軽減の見直し】

（改正前）基準額　＝　43万円　＋　29．5万円　×　被保険者数　＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）

（改正後）基準額　＝　43万円　＋　**30．5万円**　×　被保険者数　＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）

【2割軽減の見直し】

（改正前）基準額　＝　43万円　＋　54．5万円　×　被保険者数　＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）

（改正後）基準額　＝　43万円　＋　**56万円**　×　被保険者数　＋　10万円　×　（給与所得者等の数－1）

（2）影響見込み（令和7年1月時点）

世帯数	保険料収入
約230世帯	約9，900千円減

（3） 所得判定基準額の改正経過

	2割軽減	5割軽減	7割軽減
令和5年度	43万円＋53．5万円×被保険者＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋29万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
令和6年度	43万円＋54．5万円×被保険者＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋29．5万円×被保険者＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
令和7年度	43万円＋56万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋30．5万円×被保険者＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）

（4）所得判定基準額による軽減実績

年　度		2割軽減	5割軽減	7割軽減	合　　計
令和3年度	金　額	96,500 千円	267,806 千円	666,091 千円	1,030,397 千円
	世帯数	5,394 世帯	5,926 世帯	12,960 世帯	24,280 世帯
令和4年度	金　額	91,301 千円	257,794 千円	672,904 千円	1,021,999 千円
	世帯数	5,136 世帯	5,724 世帯	12,992 世帯	23,852 世帯
令和5年度	金　額	85,847 千円	251,185 千円	652,568 千円	989,600 千円
	世帯数	4,899 世帯	5,659 世帯	12,562 世帯	23,120 世帯

大津市国民健康保険条例（昭和３４年条例第３号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○大津市国民健康保険条例 昭和３４年３月２４日 条例第３号 注　平成６年９月２７日条例第３１号から条文注記入る。	○大津市国民健康保険条例 昭和３４年３月２４日 条例第３号 注　平成６年９月２７日条例第３１号から条文注記入る。
（基礎賦課限度額） 第１３条の５　第１０条の基礎賦課額は、６５０，０００円を超えることができない。	（基礎賦課限度額） 第１３条の５　第１０条の基礎賦課額は、６６０，０００円を超えることができない。
（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第１３条の５の１０　第１３条の５の３の後期高齢者支援金等賦課額は、２４０，０００円を超えることができない。	（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第１３条の５の１０　第１３条の５の３の後期高齢者支援金等賦課額は、２６０，０００円を超えることができない。
（低所得者の保険料の減額） 第１８条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１０条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５０，０００円を超える場合には、６５０，０００円）とする。	（低所得者の保険料の減額） 第１８条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１０条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６０，０００円を超える場合には、６６０，０００円）とする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数	（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数

が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に２９５，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ　（略）

（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に５４５，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前２号に該当する者以外のもの　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗

が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に３０５，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ　（略）

（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１００，０００円を乗じて得た金額を加えた金額）に５６０，０００円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前２号に該当する者以外のもの　アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗

じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ　（略）

２・３　（略）

４　前３項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の５の３」と、「６５０，０００円」とあるのは「２４０，０００円」と、前項中「第１３条第２項及び第３項」とあるのは「第１３条の５の５第２項及び第３項」と読み替えるものとする。

５　第１項から第３項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の７」と、「６５０，０００円」とあるのは「１７０，０００円」と、第３項中「第１３条第２項及び第３項」とあるのは「第１３条の９第２項及び第３項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第１８条の４　当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第２９条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第５項に規定する場合を除き、第１０条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５０，０００円を超える場合には、

じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ　（略）

２・３　（略）

４　前３項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の５の３」と、「６６０，０００円」とあるのは「２６０，０００円」と、前項中「第１３条第２項及び第３項」とあるのは「第１３条の５の５第２項及び第３項」と読み替えるものとする。

５　第１項から第３項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の７」と、「６６０，０００円」とあるのは「１７０，０００円」と、第３項中「第１３条第２項及び第３項」とあるのは「第１３条の９第２項及び第３項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第１８条の４　当該年度において、その世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第２９条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第５項に規定する場合を除き、第１０条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６０，０００円を超える場合には、

６５０，０００円）とする。

（１）・（２）　（略）

２　（略）

３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の５の３」と、「６５０，０００円」とあるのは「２４０，０００円」と、前項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の５の５第２項」と読み替えるものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の７」と、「６５０，０００円」とあるのは「１７０，０００円」と、第２項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の９第２項」と読み替えるものとする。

５　当該年度において、第１８条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第１０条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５０，０００円を超える

６６０，０００円）とする。

（１）・（２）　（略）

２　（略）

３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の５の３」と、「６６０，０００円」とあるのは「２６０，０００円」と、前項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の５の５第２項」と読み替えるものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の７」と、「６６０，０００円」とあるのは「１７０，０００円」と、第２項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の９第２項」と読み替えるものとする。

５　当該年度において、第１８条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第１０条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６０，０００円を超える

場合には、６５０，０００円）とする。 （１）・（２）　（略） ６　（略） ７　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の５の３」と、「６５０，０００円」とあるのは「２４０，０００円」と、前項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の５の５第２項」と読み替えるものとする。 ８　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の７」と、「６５０，０００円」とあるのは「１７０，０００円」と、第６項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の９第２項」と読み替えるものとする。	場合には、６６０，０００円）とする。 （１）・（２）　（略） ６　（略） ７　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の５の３」と、「６６０，０００円」とあるのは「２６０，０００円」と、前項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の５の５第２項」と読み替えるものとする。 ８　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１０条」とあるのは「第１３条の７」と、「６６０，０００円」とあるのは「１７０，０００円」と、第６項中「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の９第２項」と読み替えるものとする。